

鴨志田緑自治会 会員の皆さま

2025年3月吉日
鴨志田緑自治会
会長 村田 茂

2024年度 鴨志田緑自治会 定例総会開催のご案内

謹 啓

早春の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より自治会活動にご理解、ご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様のご協力により、本年も鴨志田緑自治会定例総会が下記の通り開催される運びとなりました。つきましては、総会議案書を全戸配布させて頂きますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

なお、総会ご欠席の場合は、お手数ながら下記委任状にご署名の上、4月4日（金）までに各班班長さんへご提出ください。総会における議案議決権行使を、会長もしくは、指定の代理人に委任していただきますようお願い申し上げます。ご不明な点等ありましたら各班班長または自治会長までお問い合わせください。いろいろと至らぬ点がありますことお詫び申し上げますとともに、今後とも、自治会へのご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 2025年4月6日（日） 午後1時から
会 場 鴨志田地域ケアプラザ 2階 多目的室

以上

切 り 取 り

委 任 状

鴨志田緑自治会 会長 宛

私は、2024年度鴨志田緑自治会定例総会における議決権行使を、

① 2024年度会長、または ② 代理人（ 班 お名前 _____ ）に

委任します。（①もしくは②に○をお付けください。）

なお、鴨志田緑自治会個人情報取扱方法について同意します。

2025年 月 日

住所

氏名

印

（本人ご署名の場合は押印をされなくて結構です）

第43回 鴨志田緑自治会 定例総会資料

日時：令和7（2025）年4月6日（日）13：00

会場：鴨志田地域ケアプラザ2階多目的室

総会次第

1. 議案

第1号議案 2024年度活動報告

第2号議案 2024年度決算報告及び監査報告

第3号議案 2025年度新役員紹介

第4号議案 2025年度活動計画案審議

第5号議案 2025年度予算案審議

第6号議案 自治会会則（細則）の改正

第7号議案 防犯カメラ設置計画について

2. 別紙 自治会会則

3. 別紙 鴨志田緑自治会個人情報取扱方法

今年度の課題と検討報告

鴨志田緑自治会役員会では今年度の活動を始めるにあたり、以下の4項目を課題として掲げ、検討してきました。その結果についてご報告します。

[緑自治会としての防災対策]

- ・ 防災用備蓄品が前年度までにほぼ用意されたことから、今年度は緑自治会として初の防災訓練を実施し、タオル掲示による安否確認と、有志のお宅へのリヤカーによる水運搬を行いました。安否確認では約85%のお宅がタオルを掲げてくださり、訓練後のアンケートにも貴重なご意見を頂きましたので、今後の活動に生かしてまいります。
- ・ 来年度からは役員会とは別に緑自治会に永続的な防災委員会を設け、対策を強化してまいります。今年度の緑小防災拠点委員長を務めた米山副会長がリーダーとなり、経験を生かして頂きます。

[役員負担軽減]

- ・ 少子高齢化は緑自治会のみならず、どの自治会でも大きな問題になり始めています。役員の年齢は毎年変動がありますが、中長期的に負担軽減へ進路を変えていく必要があります。
- ・ 今年度、特に担当役員負担が大きかったお祭り（シンカモシダマツリ）は、会長会で話し合い、来年度は労力・資金とも軽減の方向へ転換する方針です。
- ・ 緑小で行われる防災拠点防災訓練も、来年度からは小中学生の参加はやめるなど規模を縮小し、事務局も新体制に移行することになります。
- ・ 広報誌の配布も、今年度後半から非会員世帯への配布をやめ、会員宅への配布も回覧方式を含め各班で負担軽減の工夫をして頂くことになりました。

[役員報酬見直し]

- ・ 自治会会則（細則5）の会長の報酬及び特別手当については、今年度は外部の会合への出席回数が少なかつたため、会長報酬のみの支出となりましたが、毎年の活動方法は異なるため、会則はこのままとします。

[会費値上げ]

- ・ 今年度は、無理のない活動を行ってどの程度の赤字になるかを見て、それを根拠に会費値上げの検討をするつもりでしたが、お祭りからの返金（分配金）が予定より減額されたにもかかわらず、収支はわずかに黒字で終わりました。
- ・ 来年度はお祭りも小規模化に向かい、返金額がほぼ固定されること、また補助金も新設・増額の方向にあることから、特に値上げしなければならない状況にはないと思われます。
- ・ 繰越金については使用目的が定められていませんが、今後の鴨志田緑自治会の防災・防犯活動のためには用いることができるように、会則の改正を行います。

以上、来年度の参考にさせていただければ幸いです。

第1号議案 2024 年度活動報告

1.自治会活動全般報告

※公園愛護活動を除く

日程	会議・行事名称	出席者・主な議題など
2024/4/14(日)	鴨志田緑自治会定例会(第1回)	緑自治会全役員 2024 年度活動方針の確認、2023 年度役員からの引継ぎ
4/28(日)	中里北部連合町内会(4 月度)	会長、副会長 自己紹介 報告事項など
4/28(日)	夏まつり方針会議	会長 副会長 前年度の課題について審議
5/06(月)	子供会関連行事説明会	スポーツ担当役員
5/12(日)	鴨志田緑自治会定例会(第2回)	緑自治会全役員 今年度の課題の共有
5/12(日)	夏まつり実行委員会 (第1回)	副会長代理、福利厚生担当役員
5/18(土)	経理担当者研修会	会計担当役員
5/26(日)	中里北部連合町内会(5 月度)	会長 各種行事の実施方針について
6/01(土)	夏まつり実行委員会 (第2回)	副会長代理、福利厚生担当役員
6/02(日)	鴨志田緑自治会定例会(第3回)	緑自治会全役員 高齢化、転入者、班別世帯数等について審議
6/08(土)	さわやかスポーツ体験(ポッチャほか)	スポーツ担当役員
6/08(土)	地域防災拠点運営委員会	副会長、家庭防災担当役員
6/14(金)	地域防災拠点運営委員会総会	副会長
6/23(日)	夏まつり実行委員会 (第3回)	副会長代理、福利厚生担当役員
6/23(日)	中里北部連合町内会(6 月度)	副会長
7/07(日)	鴨志田緑自治会定例会(第4回)	緑自治会全役員 緑自治会の災害対策、お祭り等について審議
7/13(土)	地域防災拠点運営委員会	副会長、家庭防災担当役員
7/14(日)	夏季ドッジボール大会	スポーツ担当役員
7/28(日)	夏まつり実行委員会 (第4回)	副会長代理、福利厚生担当役員
7/28(日)	中里北部連合町内会(7 月度)	会長
8/25(日)	夏まつり実行委員会 (第5回)	副会長代理、福利厚生担当役員
9/01(日)	鴨志田緑自治会定例会(第5回)	緑自治会全役員 緑自治会防災訓練、配置図、夏まつり等について審議
9/08(日)	秋季ドッジボール大会	スポーツ担当役員
9/15(日)	夏まつり (シンカモシダマツリ)	緑自治会役員 ※前日準備、翌日撤収作業
9/22(日)	中里北部連合町内会(9 月度)	副会長 運動会開催について他
9月	敬老の日のお祝い	福利厚生担当役員
10/06(日)	連合町内会運動会 (スポーツフェス)	スポーツ担当役員
10/12(土)	地域防災拠点運営委員会	副会長、家庭防災担当役員
10/13(日)	鴨志田緑自治会定例会(第6回)	緑自治会全役員 緑自治会防災訓練、お祭り反省、敬老祝い等について審議
10/17(木)	生き生きプラン推進会議	会長
10/27(日)	中里北部連合町内会(10 月度)	会長 地域の防犯について共有
	鶴見川西岸清掃	会長
11/03(日)	鴨志田緑自治会定例会(第7回)	緑自治会全役員 防災訓練、お祭り反省、敬老祝い、さわやか清掃、クリスマス会等審議
11/09(土)	地域防災拠点防災訓練 鴨志田緑自治会防災訓練	副会長 家庭防災担当役員 緑自治会全世帯、全役員

次ページに続く

日程	会議・行事名称	出席者・主な議題など
11/10(日)	ウォークラリー大会	スポーツ担当役員
11/16(日)	さわやか清掃	公園愛護担当役員、緑自治会全世帯、日体大寮生
11/24(日)	区民マラソン	スポーツ担当役員
11/24(日)	中里北部連合町内会(11月度)	会長 特殊詐欺被害共有 防犯カメラ寄贈、委員改選等
12/01(日)	鴨志田緑自治会定例会(第8回)	緑自治会全役員 入学進学祝他、クリスマス会実施、広報誌配布変更等審議
12/07(日)	鴨志田緑自治会未就学児クリスマス会	緑自治会現役員、旧役員ほか
12/08(日)	中里北部ふるさとマラソン大会	スポーツ担当役員
2025/1/19(日)	紙飛行機大会	スポーツ担当役員
1/26(日)	中里北部連合町内会(1月度)	会長
1~2月	小中学校入学祝い	スポーツ担当役員
2/02(日)	鴨志田緑自治会定例会(第9回)	緑自治会全役員 今年度の課題に対する活動結果総括、新年度役職、新班長用ファイル等審議
2/02(日)	2025年度新班長説明会 役職選任	会長、副会長、副会長代理、会計、2024年度役員
2/16(日)	夏まつり新年度への引き継ぎ会議	副会長代理
2/23(日)	中里北部連合町内会(2月度)	会長
3/02(日)	鴨志田緑自治会定例会(第10回)	緑自治会全役員 2024年度総会資料審議
3/23(日)	中里北部連合町内会(3月度)	会長

2.各部活動全般報告

(1) 会計

① 入金

- ア. 自治会費集金 (1,200 円/年・戸)
- イ. 市から「地域活動推進費補助金」(700 円/年・戸)
- ウ. 区から「町の防災組織活動費補助金」(160 円/年・戸)
- エ. 「第2公園愛護会交付金」(2 万円/年)
- オ. 県・市の「広報誌配布謝金」(4～9 円/部)
- カ. 事業収入「資源回収費」(古紙等約 18 万円/年)

② 出金

- ア. 中里北部連合町内会分担金 (300 円/年・戸)
- イ. 青葉防犯協会 (40 円/年・戸)
- ウ. 青葉区更生保護協会 (15 円/年・戸)
- エ. 青葉区体育協会 (30 円/年・戸)
- オ. 各種催事、事務費等

③ 赤十字募金、赤い羽根募金、年末助け合い募金の取り扱い

④ 会計決算報告、次年度予算案作成

(2) 家庭防災

- ① 鴨志田緑小学校地域防災拠点運営委員会
- ② 鴨志田緑小学校地域防災拠点防災訓練 (鴨志田緑小学校 11/9)
- ③ 鴨志田第二公園 不足備蓄品を購入

(3) 福利厚生

- ① 2024 年度夏まつり (シンカモシダマツリ) 実行委員会への参画
- ② 敬老の日対象者へのお祝い実施 75 才以上 102 名
- ③ 弔慰金実施せず

(4) 公園愛護

- ① 鴨志田第二公園愛護会を継続
公園の定期清掃 (月 2 回)、愛護会活動報告 (年 4 回)
- ② 自治会主催のさわやか清掃を秋に実施、ゴミ袋の配布
- ③ 秋の鶴見川清掃に自治会として参加 (会長代理出席)
- ④ 第二公園倉庫内の備品管理 (公園愛護備品の棚卸し)
- ⑤ 来年度の物品支援の申込み (1 月に土木事務所に申請)
- ⑥ 第二公園倉庫の鍵の管理

(5) スポーツ (子供会関連)

- ① 6月8日 「さわやかスポーツ体験」(ボッチャ、モルック)
- ② 7月14日 「夏季ドッジボール大会」
- ③ 9月8日 「秋季ドッジボール大会」
- ④ 10月6日 「ふれあいスポーツフェス」
- ⑤ 11月10日 「ウォークラリー大会」
- ⑥ 12月7日 緑自治会「未就学児向けクリスマス会」(新旧役員参加)
- ⑦ 12月8日 「ふるさとマラソン大会」
- ⑧ 1月19日 「紙飛行機大会」
- ⑨ 1月～2月 「小中学校入学お祝い実施」(小学5名、中学9名)

第2号議案 2024年度決算報告及び監査報告(報告印・監査印は原紙のみとします)

総会資料「2024年度決算報告」、「2024年度監査報告書」参照

第3号議案 2025年度新役員紹介

総会資料「2025年度役員」参照

2024年度決算報告

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

1. 収入の部

単位：円

項目		予算	実績	差異	摘要
1	自治会費	414,000	412,800	-1,200	100円×12ヵ月×339世帯、東急寮500円×12ヵ月
2 補助金	地域活動推進費補助金	238,000	238,000	0	700円×340世帯
	町の防災組織活動費補助金	54,400	54,400	0	160円×340世帯
	公園愛護会交付金	20,000	20,000	0	鴨志田第2公園
3	広報配布謝金	94,600	99,000	4,400	前年度下半期 49,500円、今年度上半期 49,500円
4	事業収入	171,200	182,670	11,470	資源回収など
5	利息その他雑収入	138,805	54,265	-84,540	利息、夏祭り分配金(48,280円)、日赤事務費、ゴミネット補助ほか
6	前年度からの繰入金	5,499,474	5,499,474	0	
収入合計		6,630,479	6,560,609	-69,870	

2. 支出の部

単位：円

項目		予算	実績	差異	摘要	
事務費	1 会議費	30,000	27,403	-2,597	前年度総会資料印刷代、定例会資料印刷代など	
	2 事務費	10,000	15,113	5,113	文房具代、申請料、鍵、切手代、振込手数料など	
	3 人件費	185,000	125,000	-60,000	会長報酬2万円及び各役員手当(5000円×21名)	
	4 通信・交通費	21,000	21,000	0	1,000円×21名	
	5 活動謝礼金	16,000	20,000	4,000	2,000円×10名	
①事務費小計		262,000	208,516	-53,484		
事業費	1 環境事業(町の美化)	20,000	8,096	-11,904	ゴミネット	
	2 交通安全、防犯、防災	25,000	137,040	112,040	防災拠点運営費23,800円、リカ-49,000円、防犯灯交換64,240円	
	3 福利厚生事業(子供)	85,000	28,995	-56,005	クリスマス会、入学祝い品	
	4 鴨志田町夏祭り負担金	340,000	340,000	0	夏祭り負担金	
	5 福利厚生事業(敬老)	90,000	57,120	-32,880	敬老お祝い品(75歳以上の方)	
	6 分担金	区連会費	102,000	102,000	0	340世帯×300円
		防犯協会	12,920	12,920	0	340世帯×0.95×40円
更生保護協会		4,850	4,850	0	340世帯×0.95×15円(10円未満は切上げ)	
体育協会	9,690	9,690	0	340世帯×0.95×30円(10円未満は切上げ)		
②事業費小計		689,460	700,711	11,251		
①+②=③補助対象経費		951,460	909,227	-42,233		
事業補助	1 町の防災組織活動費	55,000	57,750	2,750	安否確認タオル	
	2 公園愛護会活動費	20,000	3,123	-16,877	さわやか清掃活動費、竹箒	
	④補助事業費小計		75,000	60,873	-14,127	
その他	1 交際費	30,000	15,000	-15,000	お花見会お祝い金、お祭りお祝い金	
	2 寄付金(募金)	68,000	68,000	0	①日赤②赤い羽根③助け合い募金	
	3 その他(返納金等)	6,545	-			
⑤その他小計		104,545	83,000	-21,545		
⑥次年度繰越金		5,499,474	5,505,364	5,890		
③+④+⑤+⑥支出合計		6,630,479	6,558,464	-93,110		

当年度収入	1,131,005	1,061,135	-69,870	
当年度支出	1,131,005	1,053,100	-77,905	
当年度収支	0	8,035	8,035	

3. 次年度繰越金

単位：円

項目	金額	摘要
郵便局・定期預金	4,641,000	
郵便局・通常預金	307,728	
三井住友銀行・普通預金	556,636	
現金	0	
次期繰り越し合計	5,505,364	

会計監査報告書

令和 6(2024)年度の鴨志田緑自治会の決算について、下記書類等に基づいて監査致しました。
収支ともに正確かつ適正に処理されており、相違ないことを確認しましたのでご報告致します。

記

1. 当期決算報告書
2. 会計帳簿及び領収書等
3. 預金通帳

以上

令和 7 年 3 月 14 日

米山 晶子

新井 展子

※監査印は原紙のみとします

鵜志田緑自治会 2025年度 役員

役職	班	班長氏名	備考
会長	6	上野有加子	
副会長	9	山口響々	
	17	齊藤理江	
会計	4	黒田明裕	
	12	小林明子	
家庭防災担当	1	板倉和奈恵	
	3	森岡一美	
	7	戸出修史	
福利厚生担当	5	水野信孝	
	8	田村明美	
	19	溝江貴子	
公園愛護担当	2 A	小島俊彦	
	2 B	高野明子	
	10	興津和代	
	16	高梨 妙	
スポーツ担当	13	福井理由子	
	14	室屋愛子	
	15	北村民江	
相談役	18	村田 茂	2024年度自治会長 ※
	2 A	米山晶子	2024年度自治副会長
	11	新井展子	2024年度自治副会長 ※

※ 隔年のため担当役職なし

緑自治会防災委員会

委員長	2 A	米山晶子	2024年度緑小防災拠点委員長
副委員長	13	塚原優子	

横浜市委嘱委員

民生委員	8	田村明美	
	16	重下正代	
保健活動推進員	10	森川早苗	
	16	重下正代	兼任（民生委員）
環境事業推進員	19	溝江貴子	
スポーツ推進員	2 A	小林香織	
明るい選挙推進員	19	鈴木和江	
青少年指導員	—	欠員	

第4号議案 2025年度活動計画案審議

1. 自治会活動全般

- (1) 誰もが担い手であり、受け手である地域社会づくり（世代間の交流）
- (2) 子どもや子育て世代が安心して地域とつながる機会づくり（子供会関連）
- (3) 情報共有のためのコミュニケーションツールの積極的な活用（HP・SNS等）
※自治会役員負担軽減のための合理化を含む
- (4) 行政・地域にて開催される各種委員会・行事への参画と分担金の負担

2. 公園愛護等環境整備事業

- (1) 全戸参加のさわやか清掃を実施する（近隣バス停付近の清掃を含む）
- (2) 鴨志田第二公園愛護会を継続する
- (3) 鴨志田第三公園愛護会を結成、継続する。
- (4) 鶴見川さわやか清掃に連合町内会との合同で参加する
- (5) 環境事業推進委員の指導・協力を得て、資源集団回収を行う

3. 防災活動・防犯活動

- (1) 鴨志田緑小学校地域防災拠点の運営当番を行い、訓練に参加する
- (2) 鴨志田緑自治会としての防災組織を結成し、防災訓練実施及び防災啓発活動を行う
- (3) 防犯活動について検討し対策を行う

4. スポーツ・レクリエーション・子供関連事業

- (1) 中里北部連合町内会・社会福祉協議会・スポーツ推進委員・青少年指導員が主催する、各種スポーツ事業に参加する
- (2) 小、中学校の入学のお祝いを継続する
- (3) 未就学児（未就学児世帯）の地域交流イベントを継続する

5. 福利厚生事業

- (1) 鴨志田夏祭りに参加する
- (2) 慶弔金の扱いについて検討する
- (3) 敬老の日のお祝い内容について検討する

6. 各種募金への寄付（赤十字・赤い羽根・年末たすけあい等の募金に協力する）

※2025年は上記3募金共に自治会費から支出する（自治会費からの支出総額変更なし）

第5号議案 2025年度予算案審議

2025年度予算(案)

(令和7年4月1日~令和8年3月31日)

1. 収入の部

単位：円

項目		予算額	摘要
1	自治会費（基準世帯数：347）	416,400	100円×12ヶ月×347世帯
2 補助金	地域活動・・・補助金	312,300	900円×347世帯
	町の防災活動・・・補助金	55,520	160円×347世帯
	公園愛護会交付金	40,000	2万円×2カ所（第二公園、第三公園）
3	広報配布謝金	76,340	①（横浜9円+県8円=17円）×347世帯×12回=70,788円 ②議会4円×347世帯×4回=5,552円
4	事業収入	180,000	資源回収（2024年度実績を参考に計上）
5	利息その他雑収入	138,800	利息、夏祭り分配金（400円×347世帯）
6	前年度からの繰入金	5,505,364	
収入計		6,724,724	

2. 支出の部

単位：円

項目		予算額	摘要
事務費	1 会議費	65,000	印刷代、2024年度総会資料印刷製本代
	2 事務費	15,000	文房具、申請料、切手代、振込手数料等
	3 人件費	125,000	会長報酬（2万円）及び役員手当（5千円×21名）
	4 通信・交通費	21,000	1000円×21名
	5 活動謝礼金	14,000	2000円×委嘱委員7名
①事務費小計		240,000	
事業費	1 環境事業	20,000	環境整備関連費（ゴミネットボックス2基あり）
	2 交通安全、防災防犯	150,000	防災対策費（拠点運営協賛費25,000円含む）、防犯対策費
	3 福利厚生	90,000	クリスマス会、入学祝い品、敬老お祝い品
	4 夏祭り負担金	347,000	1000円×347世帯
	5 会費・分担金	132,000	区連会費300円×347世帯=104,100円 会費（防犯協会、更正保護協会、体育協会）計27,900円
②事業費小計		739,000	
①+②=③補助対象経費		979,000	979,000×1/3=326,333 補助額312,300円
事業費補助	1 町の防災組織活動費	55,520	防災対策機材購入費
	2 公園愛護活動費	40,000	さわやか清掃活動費、公園維持管理等
	④補助事業費小計		95,520
その他	1 交際費	15,000	お花見会お祝い金、お祭りお祝い金
	2 寄付金(募金)	68,000	日赤、赤い羽根、助け合い募金（自治会費より支出）
	3 その他（返納金等）	0	
	4 予備費	61,840	
⑤その他小計		144,840	
⑥次年度繰越金		5,505,364	
③+④+⑤+⑥支出合計		6,724,724	

3. 当期収支

単位：円

当年度収入	1,219,360	
当年度支出	1,219,360	
当年度収支	0	

第6号議案 自治会会則（細則）の改正

細則 3.ロに「繰越金は鴨志田緑自治会の防災・防犯対策に使用できるものとする。」を加え、「予備費を」を「予備費及び繰越金を」に改める。

第7号議案 防犯カメラ設置計画について

今年度の役員会で要望があった次の3カ所において、横浜市の補助制度を用いた防犯カメラ設置の検討を進める。

- ・第三公園周辺道路
- ・鴨志田緑小学校南側歩行者専用道路
- ・鴨志田中学校正門周辺道路

[提案理由]

地域防犯カメラ設置補助金申請の手引(令和6年3月)に「補助金交付申請時に防犯カメラの設置が自治会町内会の総会、役員会、委員会等で承認されたことを証する書類が必要」と記されているため。

自治会会則

(名称)

第1条 本会は、鴨志田緑自治会(以下「会」という)とする。

(会員)

第2条 本会の会員は、公団鴨志田東地区に居住する世帯主及びこれに準ずる者とする。

(目的及び事業)

第3条 本会は、会員相互の親睦と福祉を増進し明るい平和な街の発展を図ることを目的とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 会計 2名
4. 書記 1名
5. 班長 (各班に1名)
6. 相談役 1名

(区分)

第5条 自治会の居住地によってある区分に分けその区分を1班単位とする。(班単位は役員会の決定による)各班1名以上の役員を選出する。

(組織)

第6条 本会に第3条の目的によって必要と認められる活動部を役員会の議決によって設置できるものとする。

(役員を選出)

第7条

第1項 役員は会員の中から順番(班の中で定める)によりこれを選出する。

第2項 会長、副会長、会計は役員の間選により選出する。但し、会長は役員の間選により会員の中から選出することができる。

第3項 活動部の責任者は、役員の間選により選出する。

第4項 第2項及び第3項の役員は班長を兼ねることができる。

第5項 相談役は会長が変わった時、前年度会長が行う、前年度副会長が行うことも可能とする。

(役員の間選)

第8条 役員は次の間選を行う。

1. 会長は、会を代表し間選を統括する。
2. 副会長は、代表を補佐し会長間選あるときは、その間選を代行する。
3. 会計は、本会間選間選を担当する。
4. 書記は、本会間選を記録する。
5. 班長は、班の間選をまとめ役員会に提出する。また役員会間選及び代表の間選を受けその間選を執行する。
6. 相談役は、会間選のため間選を行う。

(会計監査)

第9条 会計監査は、役員会が行う。

(役員任期)

第10条 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げないが会長の再再任は行わないものとする。

(総会)

第11条

第1項 総会は、毎年1回役員会が之を招集する。但し、会長が必要と認めるとき又は会員の3分の1以上の要求があった場合は、臨時に之を招集しなければならない。

第2項 総会は、次の事項を審議決定する。

- イ. 役員選出に関する事項
- ロ. 予算及び決算に関する事項
- ハ. 会の運営方針に関する事項
- ニ. 会則の改廃に関する事項
- ホ. その他重要な事項

第3項 会計監査は、会計の状況を監査し、総会において報告する。

第4項 総会の開催は、会員の2分の1以上の出席により成立する。

但し、止むを得ないときは委任状をもって出席にかえることができる。

第5項 議事は出席者の過半数で決する。但し会則の改廃及び財産処分に関する議事は出席者の3分の2以上で決する。

(役員会)

第12条

第1項 役員会は、常時決議執行機関として各班の計画立案を協議し、本会運営の円滑を期するため代表が必要に応じ之を招集する。

第2項 会議は、半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

第14条 本会則施行のため必要な細則は、役員会の議決を経て総会により承認を必要とする。

(会費及び維持費)

第15条 本会の会費及び維持費は、役員会の議決を経て総会の承認によって決定し、細則に定める。

(臨時会費)

第16条 臨時会費は役員会の議決を経て会員の4分の3以上の賛成を必要とする。

(付則)

1. この会則は、昭和57年10月19日より施行する。
2. 最初の役員等の任期は、第10条本文の規定にかかわらず昭和58年3月31日までとする。
3. 最初の事業年度は第13条本文の規定にかかわらずその成立の日に始まり、昭和58年3月31日に終わるものとする。
4. 昭和62年4月5日より一部改正施行する。
5. 平成4年4月12日より一部改正施行する。

6. 平成5年4月11日より一部改正施行する。
7. 平成12年4月9日より一部改正施行する。
8. 平成13年4月1日より次を追加施行する。
 - (1) 本会の運営の一部として簡易保険保険料団体払い込み制度を利用する。
 - (2) 簡易保険保険料団体払い込み制度の利用による割引額の一部を本会の活動目的に活用して、会員の親睦及び福利厚生を図るものとする。
 - (3) 簡易保険の払込団体への加入範囲は、本会の区域内に居住するものに限る。
9. 平成18年3月26日より一部改正施行する。
10. 平成21年4月1日より一部改正施行する。
11. 平成24年4月1日より細則4項東急建設鴨志田寮の会費を1,000円→500円に改正施行する。
12. 平成24年4月1日より細則3.ロ、7、8、9を追加する。
13. 平成25年4月1日より4条6項(相談役)、7条5項、8条6項追加、10条変更(会長再再任禁止)
14. 令和7年4月1日より細則3.ロを一部改正施行する。

(細 則)

1. 本会の会費は月額100円とし、電灯維持費は実費精算とする。
2. 会員は随時会計帳簿等を閲覧することができる。
3. イ. 本会の会員中の災害及び香典の取り扱いには役員会に於いてその年度ごとに決定する。
ロ. 繰越金は鴨志田緑自治会の防災・防犯対策に使用できるものとする。
大災害で役員会を開けない時は会長及び副会長を含む複数人で検討し、予備費及び繰越金を会の目的に使用できるものとする。このときは出来る限り早く役員会で承認を得る。
4. 細則1項の規定にかかわらず東急鴨志田寮の会費は居住する人数に関係なく月額500円とする。
5. 会長の謝礼は年額2万円と特別手当とする。
特別手当とは、市、区、防災関係等の会合で、市役所、区役所、消防署等へ行くときの日当、その他とする。
(会長代理の場合も適用される)
日当は半日(3時間まで)3,000円、一日(3時間以上)5,000円とする。
6. 全班長は自治会の仕事で必要とした諸経費を会計に請求することができる。
7. 鴨志田緑自治会の本部の住所は会長宅とする。
8. 通帳(ゆうちょ銀行口座)の名義人は代表者(会長)とする。
9. 代表者(会長)は口座の出入を会計に委任する。
10. 班員の多い、少ないがあるため、平成28年度総会で次のようになった。
 - イ. 2班は2A、2B班に分割する。
 - ロ. 11、12班は役員を1年づつ交互に選出する。
 - ハ. 18班は役員を1年おきに選出する。
 - ニ. お休みしている班の回覧などは前年度の班長が行う。

鴨志田緑自治会 個人情報取扱方法

制定 平成30年4月15日

(目的)

第1条 この取扱方法は、本会が保有する個人情報について適正な取扱を確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）等を遵守するとともに、自治会町内会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は役員（班長）とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条

第1項 本会は、会長が「鴨志田緑自治会加入届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

第2項 要援護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得します。

第3項 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援を必要とする事由、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

第4項 本会が配付する鴨志田緑自治会名簿に記載する個人情報は氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 会費の請求、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (3) 入学祝、敬老祝等の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における支援活動
- (5) 災害時に備えた要援護者との日ごろからの関係づくり

(管理)

第9条

第1項 個人情報は、会長又は会長が指名する役員が保管するものとし、適正に管理します。

第2項 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

第3項 会員に配布された名簿が不要となった場合は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄するよう会員に周知します。

(提供)

第10条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者(委託・共同利用の相手方を除く)に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者(県・市役所・区役所を除く)に提供したときは、法25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者(県・市役所・区役所を除く)から個人情報の提供を受けるに際して、法第25条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開示)

第13条

第1項 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に開示を請求することができます。

第2項 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条

第1項 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

第2項 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員に既に配付されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案発生、又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡充の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

第16条 鴨志田緑自治会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(付則)

この規約は、平成30年4月15日から施行します。